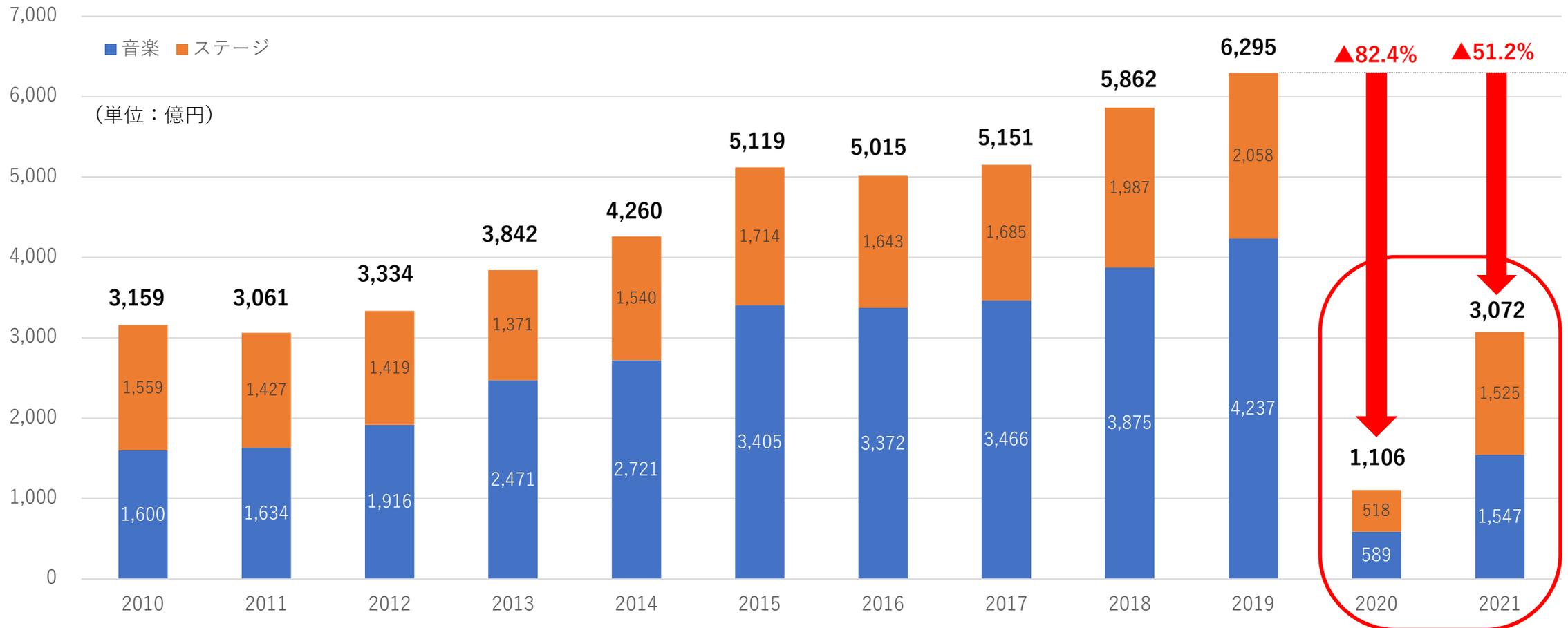


# コロナ禍による文化芸術への影響（ライブ・エンタテインメント市場規模の減少）

- 文化芸術分野は、計画2年目の後半（2020年1月）からコロナ禍の影響を大きく受けており、今後明らかとなる2020年以降の文化GDPは、コロナ前よりも減少している可能性があるものと考えられる。
- 例えば、民間シンクタンクの調査によると、ライブ・エンタテインメント市場規模は、2020年から、コロナ禍の影響を強く受け、大幅に減少している（2019年比で2020年：82.4%減少、2021年：51.2%減少）。



### （文化芸術・スポーツの振興）

ソフトウェアを含む我が国が誇る文化芸術資源の持続可能な活用を通じた経済・地域活性化を促進するため、統括団体等を通じた文化芸術団体・関係者の活動支援、文化芸術教育や子供の文化芸術鑑賞・体験機会の確保、クリエイターの創作活動の支援、国立文化施設や博物館の機能強化や日本博 2.0 等の「W A B I」の取組を推進しつつ、インセンティブを付与した寄附を始めとする民間資金や文化DXの一層の活用等により、文化財等の保存と活用の好循環や日本の文化芸術・コンテンツの魅力の国内外への発信、グローバル展開及び地方展開の着実な支援・収益基盤の強化を推進する。これらを通じ、アート市場活性化を含め文化芸術の成長産業化を図る。これらも含めた次期文化芸術推進基本計画を本年度内に策定し、政府一体となって推進する。



# ① 文化芸術の自律的運営促進事業

令和5年度要求・要望額 404百万円  
( 新 規 )



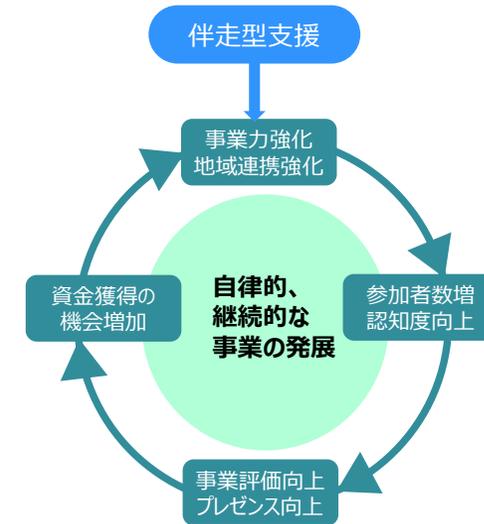
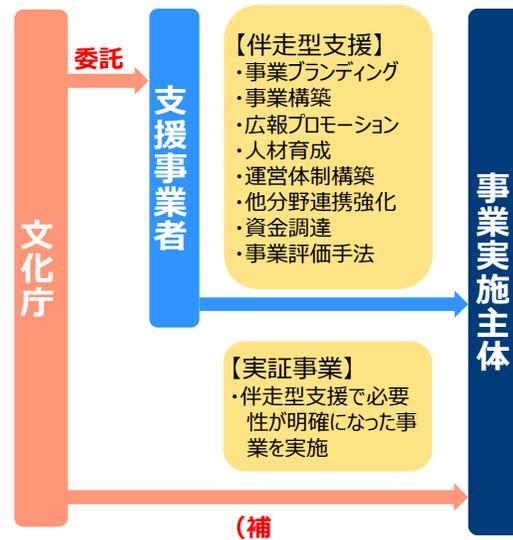
## 背景・課題

令和3年度12月に文化審議会に新設した文化経済部会では、文化芸術の持続的発展のためには、文化芸術の土壌を耕し、活動の基盤を作ることにより、新たな文化芸術を生み出すこと、生み出された文化芸術を価値づけし、需要を作り出すことによって、投資の機会を作り、さらに土壌を耕す原資とする「創造的循環」を作り出す「文化芸術のエコシステム」を構築すること、また、そこへの支援が必要と報告された。本事業では、エコシステム構築に向けた支援をどのように行うか、具体的な事業を対象に実証を行いながら、スキーム化を目指す。

## 事業内容 事業実施期間：令和5～9年度（予定）

文化芸術事業を実施する事業主体に対して、自律的運営の障害となっている課題解決に向けた伴走型支援を実施する。まずは、文化芸術の組織や事業を取り上げ、そこに集中的にコンサルティングを行うことにより、既存組織／事業の効果を高める。併せて、課題解決に向けた実証を行う。必要に応じて、事業補助を行い、その効果検証等を共同で行う。

- |                      |        |
|----------------------|--------|
| ①事業運営コンサルティング        | 140百万円 |
| 20百万円×7事業 = 140百万円   |        |
| ②実証事業等実施             | 126百万円 |
| 18百万円×7事業 = 126百万円   |        |
| ③事業実施への補助（必要に応じて）    | 106百万円 |
| 26.5百万円×4事業 = 106百万円 |        |
| ④その他関連調査事業・部会運営等     | 32百万円  |



<p><b>アウトプット(活動目標)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 支援実施事業数 (年間7件、総数(予定)35件)</li> </ul>	<p><b>アウトカム(成果目標)</b></p> <p><b>初期(令和6年頃)</b>：実証事業の中から実際に自律的運営を達成する事業をつくる</p> <p><b>中期(令和9年頃)</b>：文化庁補助事業のうち、全事業経費に占める補助金割合が50%以下のイベント／組織の数が増加。</p> <p><b>長期(令和14年頃)</b>：補助金によらない事業を文化芸術の各分野に一定以上の割合で形成する</p>	<p><b>インパクト(国民・社会への影響)、目指すべき姿</b></p> <p>文化芸術領域の自律性を高めることは、補助金に頼らないだけでなく、事業の質を高めることにつながる。このことを通して、文化芸術領域が国民の支持・支援につながっていくことを目指していく。</p>
---	---	---

## ② 文化芸術への寄附促進実証事業

令和5年度要望額 121百万円  
( 新 規 )



### 背景・課題

地域の文化芸術は、人口減少、過疎化、コロナ禍等により資金工面が困難な状況が続いている。一方、地方公共団体が地域の文化財の保存活用を含む文化芸術振興のために、クラウドファンディング等の寄附を積極活用し、資金調達に成功する例が出ている。しかしこうした取組は未だ一部にとどまる上、現時点では特定のスキル人材や個別事由に依存していることが多く、他の参入者が容易に取り入れることのできる知識やノウハウとして包括的に整理されているものがほぼない。

### 事業内容 事業実施期間：令和5～9年度（予定）

文化芸術振興を目的とした多様な資金調達を促進するため、異なる対象や地域、規模等において実証事業を行い、体制構築、プロジェクトの磨き上げ、寄附者への有効なPR手法等を含む包括的な資金調達モデル事例を形成する。さらに形成されたモデルの分析を通じて、資金調達を行う際に必要なノウハウ等を集約したスタートアップガイド（ベストプラクティス集合）を作成する。事業成果を周知・普及させることで、文化芸術振興のための資金調達環境を整備する。

#### 既存の寄附制度に係るマッチング機会の創出

- 寄附募集プロジェクトのアイデアコンテスト等の実施（1件、委託先：民間団体）

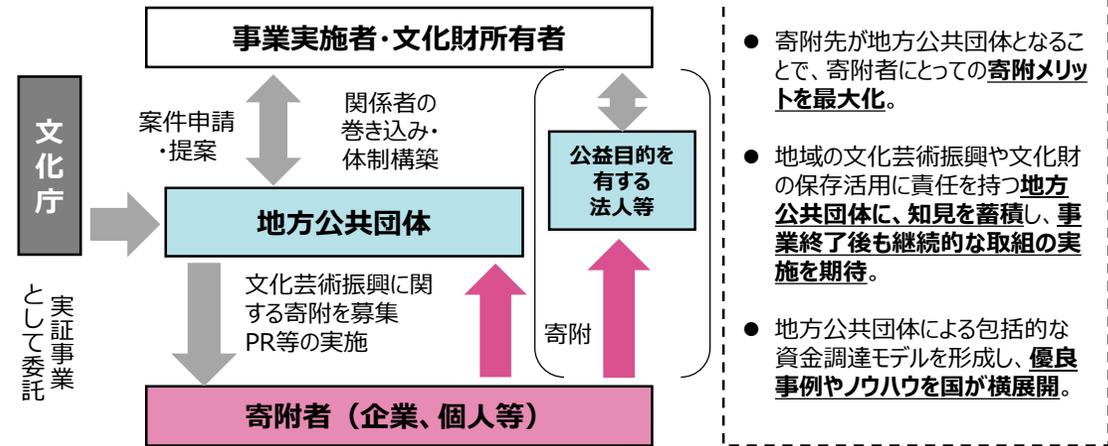
#### 地方公共団体による包括的な資金調達モデルの実証事業

- 地方公共団体による文化芸術振興を目的とした寄附等による資金調達モデルの形成支援及び実証（右図）。（7百万円×10件程度 委託先：地方公共団体他）※R5は地方公共団体のみ対象

#### 調査研究・普及事業

- 文化芸術分野における資金調達例に関する調査、実証事業の分析等をもとにしたスタートアップガイド作成
- 事業報告会・情報交換会の実施

#### 【文化芸術振興を目的とした包括的な資金調達モデルの形成における考え方】



- 寄附先が地方公共団体となることで、寄附者にとっての寄附メリットを最大化。
- 地域の文化芸術振興や文化財の保存活用に責任を持つ地方公共団体に、知見を蓄積し、事業終了後も継続的な取組の実施を期待。
- 地方公共団体による包括的な資金調達モデルを形成し、優良事例やノウハウを国が横展開。

#### アウトプット(活動目標)

- マッチング件数（年間5件程度）
- 資金調達モデル事例の形成（年間10件程度）
- 資金調達モデル実証に関する情報交換会（1件/年）
- 地方公共団体の資金調達スタートアップガイド作成（1式）

#### アウトカム(成果目標)

- 【短期（R5～）】
- 文化芸術振興を目的とした寄附を活用する地方公共団体数 対前年度増
- 【中・長期（R7～）】
- 文化芸術振興を目的とした地方公共団体への寄附者数、寄附額 対前年度増

#### インパクト(国民・社会への影響)、目指すべき姿

- 国民や企業の文化芸術への寄附を増加させ、文化芸術領域の市場を活性化させる。
- 資金調達モデルの横展開により、文化芸術を支援する国民の機運を醸成する。

### ③ アートエコシステム基盤形成促進事業

令和5年度要求額 72百万円  
( 新 規 )



#### 背景・課題

美術品市場における基盤を整備し、その拡大を図ることを目指す。アート市場活性化WG（R3.3）、アート振興WG（R4.3）では、市場の拡大における基盤の脆弱性が指摘されていた。特に流通における来歴の管理、評価額の不透明性が市場の拡大に障害となっていることが明らかになっており、本事業を通して、その障害を改善して市場を拡大し、もってアート全体のエコシステムの形成の一端を担う。

#### 事業内容

事業実施期間：令和5～9年度（予定）

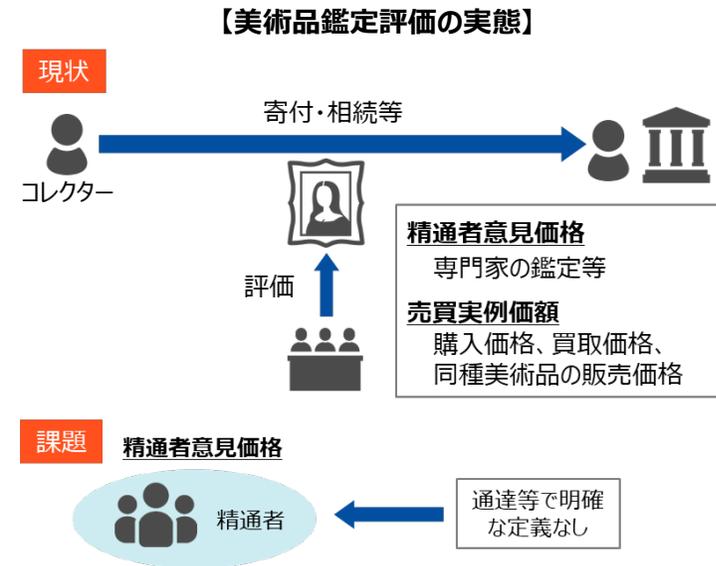
美術品市場活性化の課題となっている取引市場の透明性の確保を各種事業により改善することを目指す。

#### 美術品の管理適正化のためのシステム開発事業 45百万円（新規）

- 市場に流通する美術品等の取引履歴（トレーサビリティ）の確保や、美術館・博物館における美術品・文化財の管理適正化を図る。（2件×22.5百万円、委託先：民間団体）

#### 公的鑑定評価制度の創設に係る基盤整備・実証・取引実態調査 25百万円（新規）

- 美術品の相続や寄贈の際に活用する「精通者意見」は、算定根拠があいまいで、信頼性に乏しいため、恣意的な運用がなされている可能性が指摘されている（右図）。本事業では、近現代美術品を対象に鑑定評価を公的に「認定」等を行い、その信頼性を高めることを目指す。併せて、諸外国における美術品取引の実態を調査する。（一式、委託先：民間団体）



#### アウトプット(活動目標)

- 美術品の管理にかかるシステムの実証 令和5年度：5件（総数：20件予定）
- 公的鑑定評価制度の確立 1件
- 実態調査 2件

#### アウトカム(成果目標)

- 初期（令和6年頃）**：購入や貸し出し件数の増加
- 中期（令和9年頃）**：国内美術品取引額の増加、美術館における貸出件数の増加。
- 長期（令和14年頃）**：国民の美術品の購入へ意識の変化。美術品を購入したい人の割合の増加

#### インパクト(国民・社会への影響)、目指すべき姿

我が国の美術品市場の活性化により、美術全体のエコシステムの形成がなされ、美術が持続的に発展することが可能となることにより、アート界全体の発展、ひいては我が国の発展に資することを目指す。

# 次期文化芸術推進基本計画の検討状況について

---

## 次期文化芸術推進基本計画の検討状況について—文化審議会における議論（第1期の中間評価）—

- 令和3年度において、文化審議会にて文化芸術推進基本計画（第1期）の中間評価（平成30年度～令和2年度）を実施した。
- 中間評価と併せて、文化芸術推進基本計画（第2期）の策定に当たって留意すべき内容をまとめ、公表している。

### 【文化芸術活動の推進】

○ 我が国の文化芸術は、コロナ禍の影響を大きく受け、その活動の中止・延期・規模縮小を余儀なくされながらも、未曾有の困難と不安の中で、国民に対して安らぎと勇気、日々の希望を与え続けた。引き続き、社会全体の健康や幸福を維持するため、コロナからの文芸復興及び更なる活動の活性を推進するために必要な施策を展開することが重要である。

その際、コロナ禍からの復興という視点を併せて、コロナ禍において文化芸術活動を振興するための対応として、文化施設におけるオンライン対応の進展や、文化芸術活動に関する鑑賞・表現方法の多様化が進んだことにも注目し、積極的な施策展開を意識することが必要である。

### 【文化芸術のグローバル展開】

○ 我が国の文化芸術・エンタテインメントが生み出すコンテンツは、個々の質は高く、国内における流通・消費は十分になされているものの、その海外展開については、国家としての戦略的な取組が十分であるとは言い難い。第2期基本計画において、我が国の文化芸術コンテンツのグローバル展開についての方向性をしっかりと位置づけ、その振興・活性化に必要な施策を展開することが重要である。

○ そのために、映画・音楽・舞台芸術等のコンテンツが有する国際的な競争力の伸長を図るとともに、マンガ・アニメ・ゲームその他の、我が国が国際優位性を有している分野の更なる発展を図るための施策の在り方を、他省庁とも連携し、第2期基本計画に盛り込むことが必要である。

## 次期文化芸術推進基本計画の検討状況について—文化審議会における議論（第1期の中間評価）②—

### 【文化財の保存・活用、文化観光の推進】

- 文化財修理、用具・原材料の確保のためには、第1期基本計画期間中に立ち上げた「文化財の匠プロジェクト」を、関係省庁が連携して計画的・積極的に推進していく必要がある。また、地方における文化財の保存・活用について、特に、文化財保護法に基づく、市町村における文化財保存活用地域計画の認定を進め、地方自治体と関係団体、文化施設、企業等との連携強化を進めていくことが重要である。同様に、文化芸術創造都市に取り組む地方公共団体の参加を促すことが重要である。

### 【文化経済】

- 令和3年度に文化審議会に設置された文化経済部会における議論に基づき、我が国の文化と経済の好循環に資する施策を早急に検討することが必要である。その際、文化芸術表現に対する価値を形成・維持・増進することにより文化芸術活動が自律的・持続的に発展していくための政策運営に留意しながら、グローバル展開、アート市場活性化等といった切り口で取り組んでいくことが必要である。
- 寄附文化の醸成については、文化芸術に対する寄附意識を醸成し、寄附を促進するための、より一層の取組が必要である。また、国民の寄附行動の傾向を適切に把握できる指標について検討することが必要である。

### 【文化芸術政策の評価について】

- エビデンスに基づく政策立案（EBPM）を旨とするとともに、実効的にPDCAサイクルを機能させるために、文化政策に携わる各省庁が適切に政策遂行の成果を判断するためのデータを収集することが重要である。
- これまでの計画期間においては、例えば文化の経済規模といったマクロデータや、障害者や在留外国人による文化芸術活動への参加状況等のマイクロデータが十分に収集・把握できていない面があり、また、世代等を問わず横断的に国民の文化芸術に対する意見、価値観を捉えるといったことが十分でなかった面がある。こうした点を踏まえて、丁寧なデータ収集、さらに文化芸術政策全般にわたる調査研究に向けて検討を進める必要がある。
- 地域の文化環境の満足度に関するデータについて、具体的な施策の検討に活用できるよう、質問項目の細分化など調査方法の工夫改善が必要である。

新時代に求められる文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進方策について  
-「文化芸術推進基本計画（第2期）」の策定に向けて-【諮問の概要】

文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）第七条

政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画（以下「文化芸術推進基本計画」という。）を定めなければならない。

「文化芸術推進基本計画-文化芸術の「多様な価値」を活かして、未来をつくる-（第1期）」（平成30年3月6日閣議決定）《平成30年度～令和4年度》

我が国文化芸術が、「本質的価値」と併せて「社会的・経済的価値」を有するという視点に立ったうえで、4つの目標（「文化芸術の創造・発展・継承と教育」、「創造的で活力ある社会」、「心豊かで多様性のある社会」、「地域の文化芸術を推進するプラットフォーム」）とそれを実現するための戦略を提示。

第1期計画期間中の文化芸術分野を取り巻く状況

【文化庁の機能強化】

- ・平成30年10月、文化芸術基本法に基づく新たな文化芸術行政の展開を図るべく、文部科学省設置法を改正。
- ・令和2年4月、文化庁に、文化観光及び食文化の振興を推進する組織の設置。

【コロナ禍の文化芸術】

- ・コロナ禍の影響により、文化芸術団体等は公演等のイベントの中止・延期・規模縮小等を余儀なくされた。地域の絆の礎である、地域伝統行事等にも大きな打撃。
  - ・入国制限・国内移動制限、イベント自粛等の要請により、文化と観光の好循環の創出が困難に。
  - ・文化芸術を生業とするフリーランスの地位の不安定さ等が明らかに。統括団体の機能の重要性が再認識された。
- ⇒第1期計画期間中の後半は、疲弊する文化芸術団体の活動を支え、わが国の文化芸術の灯を消さず、いかに次世代に継承するかという視点を重視した政策を展開

【社会の変化に対応した政策展開】

- ・文化芸術のグローバル展開を効果的に進める必要性。
- ・デジタル化の進展等による表現活動や鑑賞形態の多様化。ビジネスモデルの変容の加速。
- ・芸術教育の充実や文化芸術鑑賞・体験機会の確保を図る必要性。
- ・国際会議等で、文化は特に持続可能な開発の原動力であることが明記。
- ・グローバル化やデジタル化、国民の文化芸術活動の成熟化等を踏まえた、現場の実情に合った効果的な支援の実施、戦略的な文化芸術政策展開の必要性。

諮問事項

第1期計画期間における文化芸術政策の推進状況、コロナ禍での文化芸術政策をめぐる課題等を踏まえ、「文化芸術推進基本計画（第2期）」《令和5年度～9年度》の策定に向け、特に、以下の事項を中心に審議。

① ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた中長期的な文化芸術の振興方策

- ・長期的な文化芸術の振興のあるべき姿と、特に今後5年間に於いて取り組むべき方策。
- ・「文化芸術の担い手」となる団体・関係者や文化芸術活動への支援強化、芸術教育の充実、食文化をはじめとする生活文化の振興、国立文化施設や博物館の機能強化、文化財を効果的に活用しつつ次代に守り伝えていくための方策、デジタル時代に対応した著作権制度・政策の方向性、国語・日本語教育の振興方策等。

② 文化と経済の好循環を創造するための方策

- ・文化芸術分野で成長と分配の好循環を実現していくための、日本博2.0の推進等の具体的な方策等。
- ・我が国の有形・無形文化財、伝統芸能、ポップカルチャー、ライブ・エンタテインメント、現代アート等の多様な文化芸術のグローバルな展開方策等。
- ・多様なアート市場を活性化するための、アート市場の国際拠点化等の具体的な方策等。

③ 文化芸術行政の効果的な推進の在り方

- ・文化芸術行政の推進サイクル。
- ・デジタル時代にどのように文化芸術を花開かせるか、それを行政がいかに支援するか。
- ・文化芸術による地域活性化に向け、地域の文化資源を保護・活用し、文化芸術の担い手の育成や振興拠点を強化していくための方策等。

# 次期文化芸術推進基本計画の検討状況について—文化審議会文化政策部会における議論—

- 6月28日の第2期文化芸術推進基本計画の策定に向けた諮問を受け、文化審議会文化政策部会において、議論を進めているところ。
- 文化政策部会においては、新経済・財政再生計画改革行程表2021に関連する意見もあったところ、今後さらに議論を深めていく。

## 【検討スケジュール】

### 令和4年

6/28	文化審議会総会（第2回）	大臣から諮問
8/8	文化政策部会（第1回）	自由討議
8/22	文化政策部会（第2回）	分科会・部会・有識者会議等における議論の紹介 文化芸術関係者ヒアリング①
8/23	文化政策部会（第3回）	文化芸術関係者ヒアリング②
9/6	文化政策部会（第4回）	文化芸術関係者ヒアリング③
9/16	文化政策部会（第5回）	ヒアリング結果報告、自由討議
10/13	文化政策部会（第6回）	独法ヒアリング等

※以下、予定

11/16	文化政策部会（第7回）	
年内	文化政策部会（第8回）	中間報告案
	文化審議会総会（第3回）	中間報告

### 令和5年

1月	文化政策部会（第9回）	
年度内	文化政策部会（第10回）	文化審議会総会（第4回） 答申

# 次期文化芸術推進基本計画の検討状況について—文化審議会文化政策部会における意見の例—

## 【総論】

○文化芸術により生まれる「経済的な価値」を「本質的価値」への再投資に充てる施策の策定が必要。

## 【ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた中長期的な文化芸術の振興方策】

○文化芸術を支える公的な機関におけるアーツカウンシル機能の強化等を通じて、民間団体、中間支援団体も含めたこうした機関と文化芸術の担い手の好循環を創造していくことが必要ではないか。

○SDGsの達成やWell-beingの実現、デジタル技術の活用や様々な産業との連携によるアートと経済のエコシステムの構築など、これまでの「文化芸術」の枠にとらわれない観点での施策を充実し、超高齢化社会や地方創生等の国家的・世界的な社会課題の解決にはアートが重要であることを示していく必要がある。

## 【文化と経済の好循環を創造するための方策】

○文化によるまちづくり、劇場都市への取組は、文化と経済の好循環を創造する方策であり、今後進めていくまちづくりではないか。

○文化による産業の創出を図ることを意識すべき。

○アートフェアを通じて多くの人々、特に富裕層を日本に呼び込み、アート作品を購入してもらえるようにしていく必要。日本では鑑賞する価値は認められても、それを購入することにつながらないことが多く、アートに対する考え方を変えていく必要がある。

## 【文化芸術行政の効果的な推進の在り方】

○第2期計画に掲げられた目標や考え方が、個別の事業の設計にも反映されるよう、政策と事業の方向性を一致させることが重要である。これは政策評価に必要なデータ・エビデンスを確保すること、適切な政策評価、事業評価を実施することにも役立つ。

○社会の基盤として、また、社会的課題を解決していくときに人の心に直接訴える文化が重要になることは共通に理解されつつあるが、政策として根拠を持つためには定量的な数値を踏まえ提案していくことが必要になる。

○コロナ禍で団体の状況を把握できていないことが明らかになったが、団体の財務状況や雇用状況を含めて、業界横断的な基礎データの定点調査の継続実施が必要。

# 參考資料

---